

# 第 8回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

日時：平成 1 5 年 1 2 月 1 3 日（土）

午後 1 時 3 0 分から

場所：田辺市青少年研修 C 大会議室

## 1 . 開 会

委員長あいさつ及び前回議事録の確認

## 2 . 議 題

1 ) 紀南地域の廃棄物に係る適正処理推進方針（中間報告案）について

（ 1 ）その 4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

（ 2 ）その 7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備

（ 3 ）適正処理推進のための基本方針

（ 4 ）中間報告案について

2 ) 住民意見の募集及び説明会の開催について

3 ) そ の 他

## 3 . 次回検討委員会の開催について

## 4 . 閉 会

**紀南地域の廃棄物に係る適正処理推進方針  
（中間報告案）**

平成15年12月

## 目 次

1 . 紀南地域における廃棄物の現状と課題-----	1
2 . 適正処理推進のための基本方針-----	7
3 . 具体的取り組み-----	9
その 1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施-----	9
その 2 地域内での資源化品目を統一-----	13
その 3 ごみ処理の有料化を広域的に実施-----	15
その 4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化-----	16
その 5 地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底-----	17
その 6 地域内に必要な処理施設を確保-----	18
その 7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備-----	21

### 【今回の中間報告案作成における留意点】

#### 1 . 紀南地域における廃棄物の現状と課題

第 7 回検討委員会資料の表紙の裏面「紀南地域における状況」の部分を図表やグラフを挿入して、取りまとめています。

#### 2 . 適正処理推進のための基本方針

第 7 回検討委員会資料との修正箇所はありません。

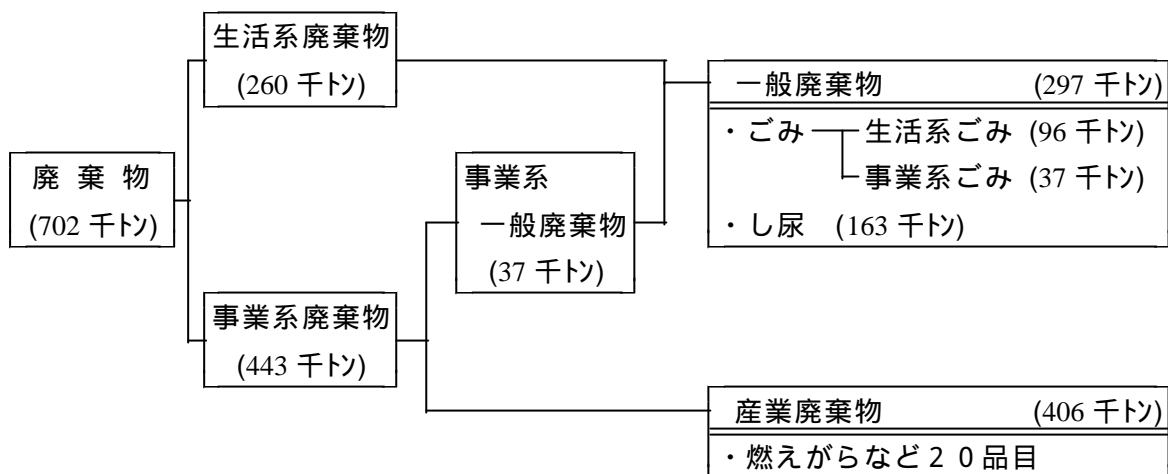
#### 3 . 具体的取り組み

第 7 回検討委員会で議論頂き、意見・指摘のあった箇所は、基本的に修正しております。なお、時間の関係から議論に及ばなかった「その 4」「その 7」につきましては、修正していません。

# 1. 紀南地域における廃棄物の現状と課題

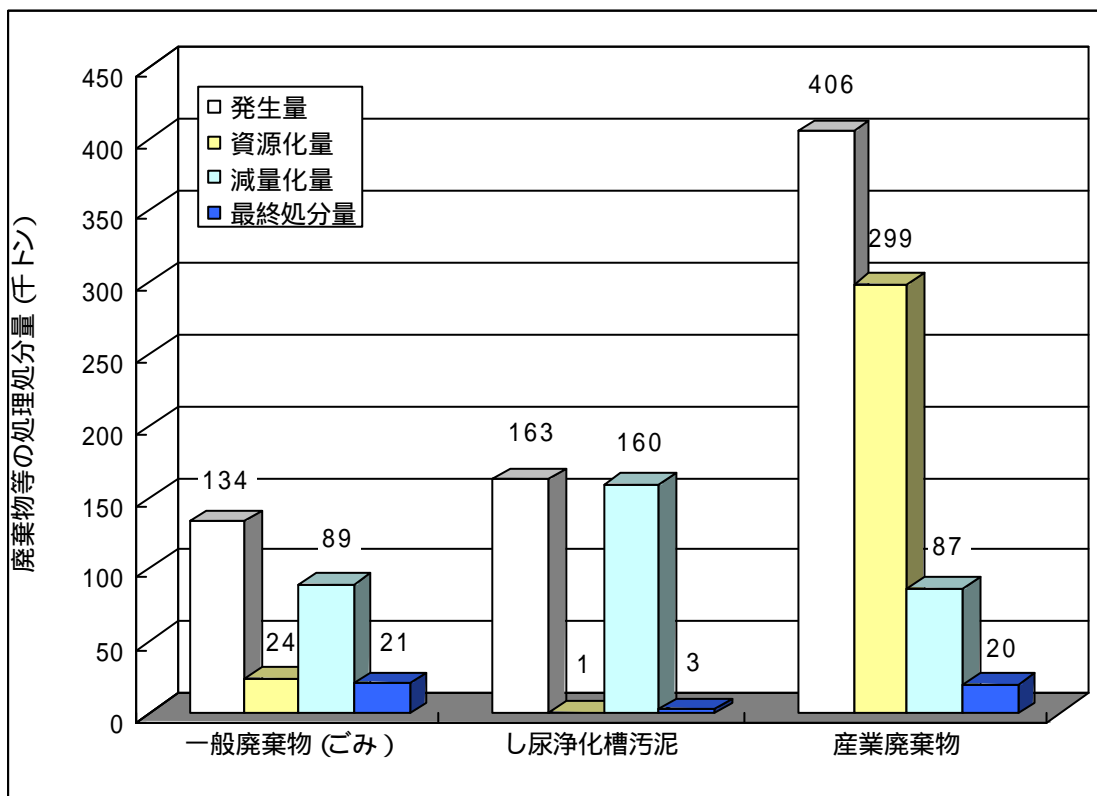
## (1) 紀南地域における廃棄物処理の概要

### 【各廃棄物の発生状況】



千t未満の数値を四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

### 【発生量と処理処分の状況】

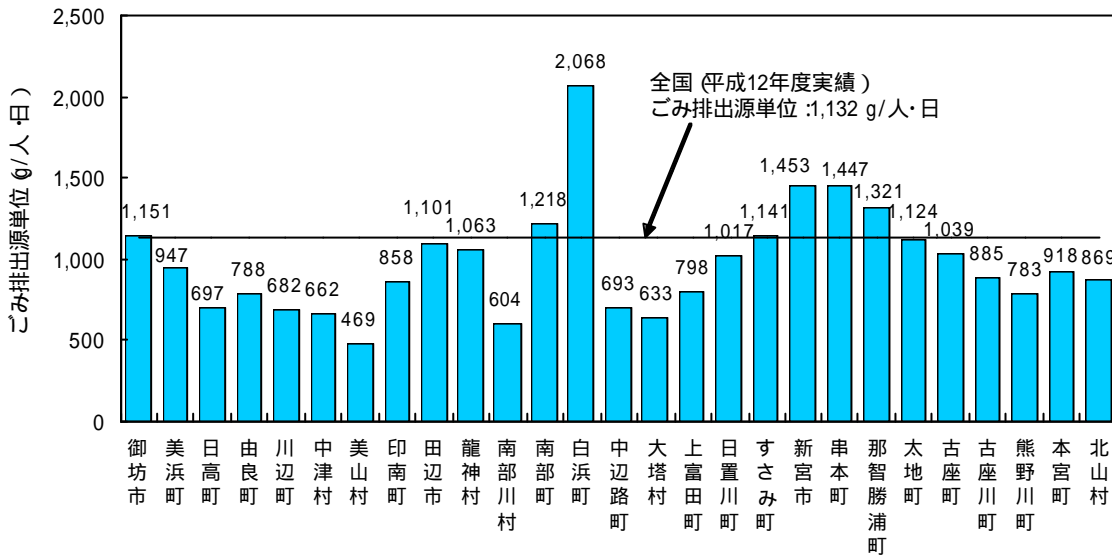


## (2) 生活系廃棄物の状況

### 生活系廃棄物に係る課題

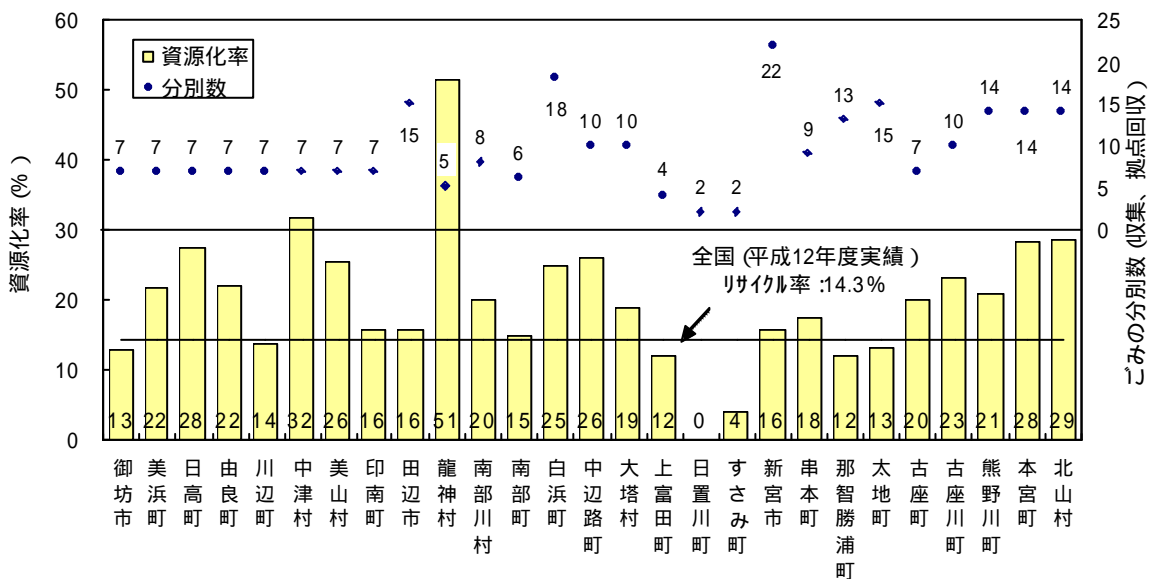
- ・分別収集の進んでいる市町村と進んでいない市町村の格差が大きい。
- ・住民意識の高い市町村は、市町村の取り組みも進んでいる。
- ・市町村間で、一人一日あたりのごみ排出量の格差が大きい。

【各市町村別のごみ排出原単位】 排出原単位：住民1人が1日あたりに排出するごみの量



【市町村別資源化率とごみの分別数】

資源化率：市町村が資源ごみ等の収集や集団回収により資源化した割合



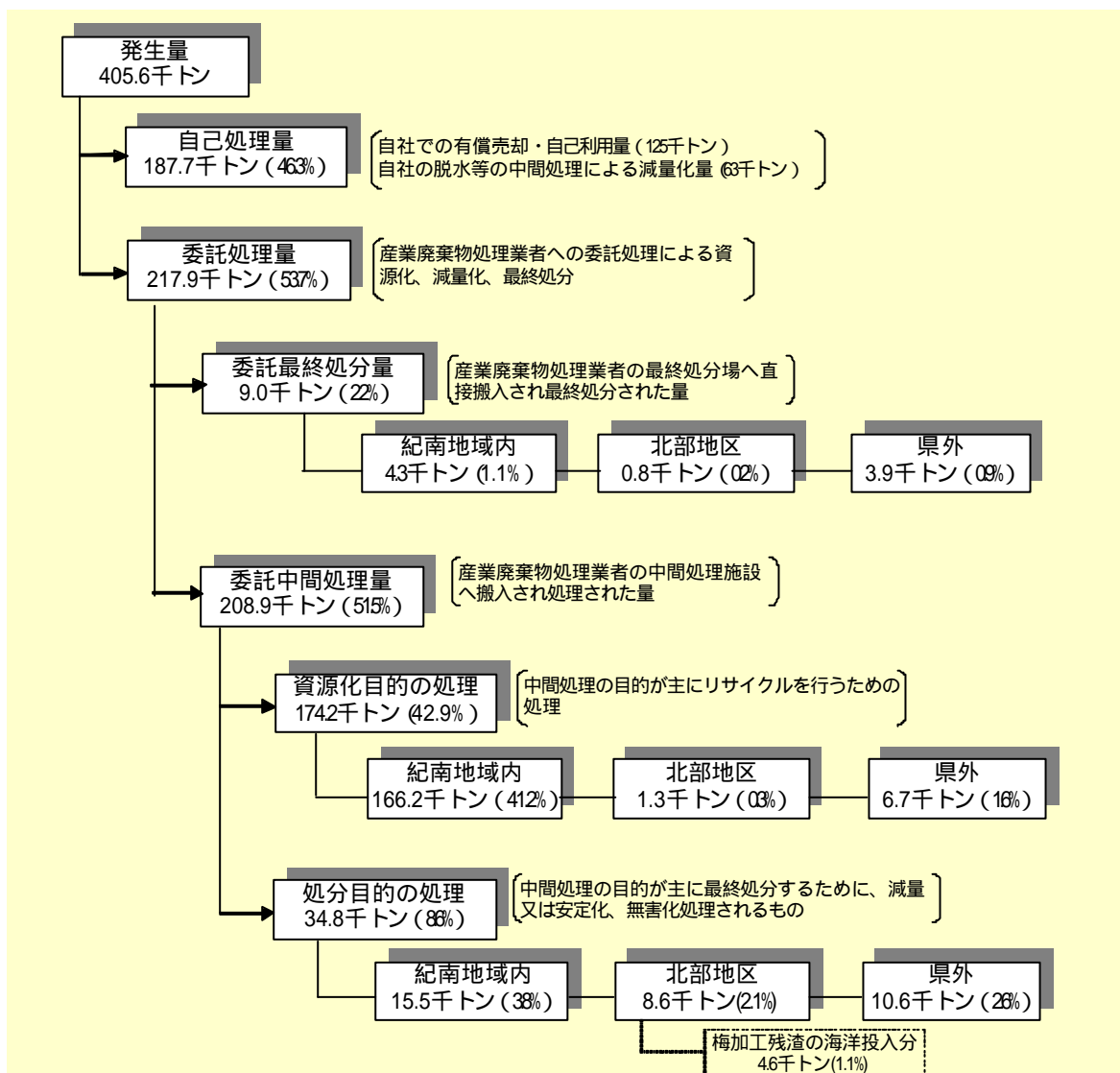
全国のリサイクル率：ごみの総処理量と集団回収量に対して、総資源化量の割合

### (3) 事業系廃棄物の状況

#### 事業系廃棄物に係る課題

- ・地域外で無害化又は資源化されているものが多い。
- ・当地域特有の梅加工に伴う廃棄物処理技術が確立されていない。
- ・事業系廃棄物と生活系廃棄物の区分が不明確で、中小事業者から排出される事業系廃棄物がきちんと分別されないまま、市町村の一般廃棄物処理施設に持ち込まれ処理されている。

#### 【産業廃棄物の処理処分の状況】



【種類別処理の状況】

廃棄物の種類		状 況
有機性汚泥	下水道汚泥	特に課題は見あたらない（事業主体である公共団体が対応）
	製造業	地域内の肥料リサイクル業者を活用した資源化が可能。資源化できない性状の汚泥については、県外の脱水又は固化処理業者を活用した減量化処理が可能
紙くず		地域内の紙リサイクル業者を活用した資源化が可能
木くず	建設業	地域内の燃料、製紙用チップ、床下調湿木炭、パーク等のリサイクル業者を活用した資源化が可能
	製造業	地域内の堆肥化、燃料、製紙用チップ、床下調湿木炭、パーク等のリサイクル業者を活用した資源化が可能
動植物性残渣	梅加工残渣	様々なリサイクルに取り組んでいるが、大量かつ安定したリサイクルが確立されていない。現在、行っている海洋投入処分の早期脱却を目指しリサイクル型の処理システムの構築を図る必要
	食肉加工残渣	県外の飼料リサイクル業者を活用することで、現状どおりの資源化が可能
家畜ふん尿		自社の堆肥舎施設を活用した堆肥化等又は農地還元による資源化が可能
無機性汚泥	建設汚泥	公共自ら工事発注段階でのリサイクル業者の選定などを行うことにより計画的なリサイクルが可能
	上下水道	特に課題は見あたらない（事業主体である公共団体が対応）
	製造業等	県外の脱水又は焼却処理業者を活用することで適正な処理が可能
廃酸・廃アルカリ		県外の中和又は焼却処理業者を活用することで適正な処理が可能
ガラス陶磁器くず		地域内の骨材再生業者やカレット回収業者を活用することで資源化が可能
がれき類		地域内の骨材再生業者を活用することで資源化が可能
金属くず		地域内の金属回収業者を活用することで資源化が可能
廃プラスチック	農業系	農協等が行う回収システムを活用することで資源化が可能
	その他	地域内の選別業者を活用することで資源化が可能
廃油類		北部及び県外の燃料等のリサイクルを活用することで資源化が可能
感染性廃棄物		北部及び県外の焼却処理等の無害化処理業者を活用することで適正処理が可能

[ 地域内リサイクル事業者の減量化・資源化推進方策 ]

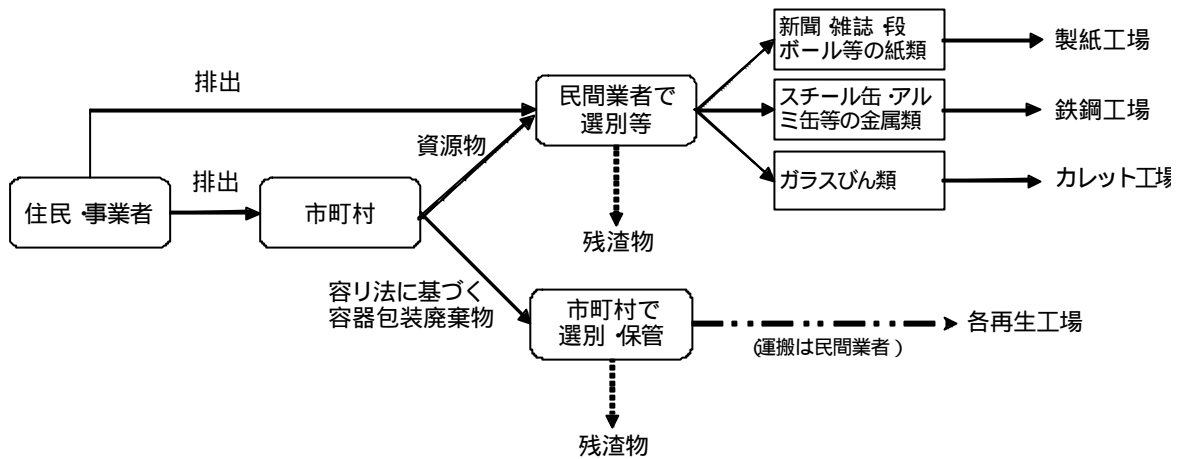
廃棄物の種類	減量化・資源化の方針
資源化・減量化残渣	リサイクルの拡大により、処理残渣（リサイクル不適物）の増加が懸念されることから、その削減を図る対策が必要である。また、現在大半が県外処理されている処理残渣（リサイクル不適物）を処理する施設の確保に取り組む必要
木くずの破碎、チップ化、炭化	性状によっては、リサイクルするための破碎等の前処理に処理費用が掛かることから、リサイクルに係る適正な処理コストの負担の啓発が必要

(4) 処理施設の状況

処理施設に係る課題

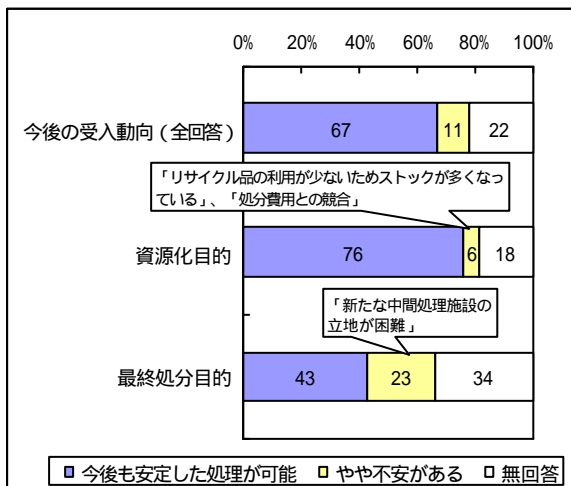
- ・地域内に資源化施設があるにも関わらず、十分に活用されていない。
- ・リサイクルプラザなどの資源化施設が整備されていない市町村が多い。
- ・最終処分機能が不足しており、減量化・資源化残渣の処分を県外に依存している。

【紀南地域における資源ごみの流れ】

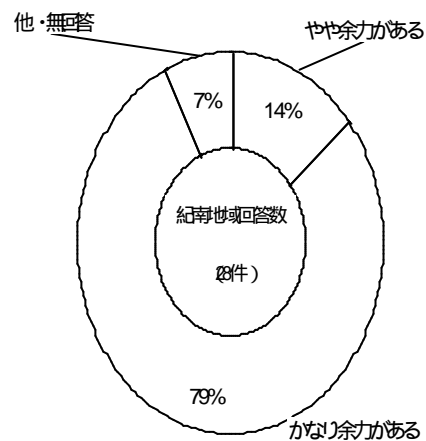


市町村は収集した資源ごみをリサイクル業者に引渡し  
 リサイクル業者は資源ごみを再生工場の求める品目に選別し、圧縮  
 リサイクル業者が選別、圧縮する際、処理残渣(リサイクル不適物)が発生しているが、  
 これらはほとんどは県外で埋立処分

【民間処理施設の受入状況(全施設)】

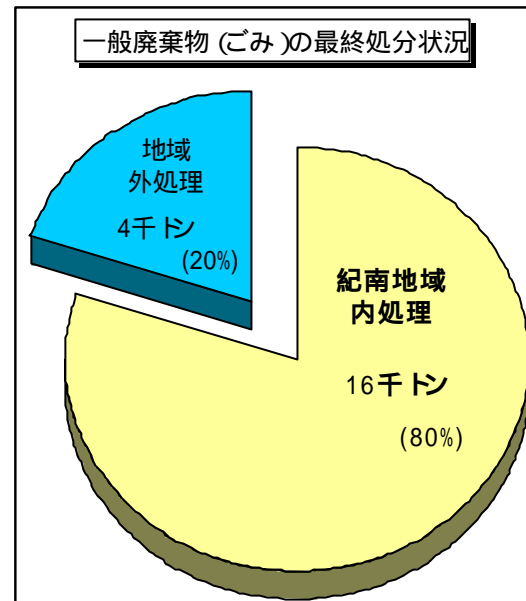
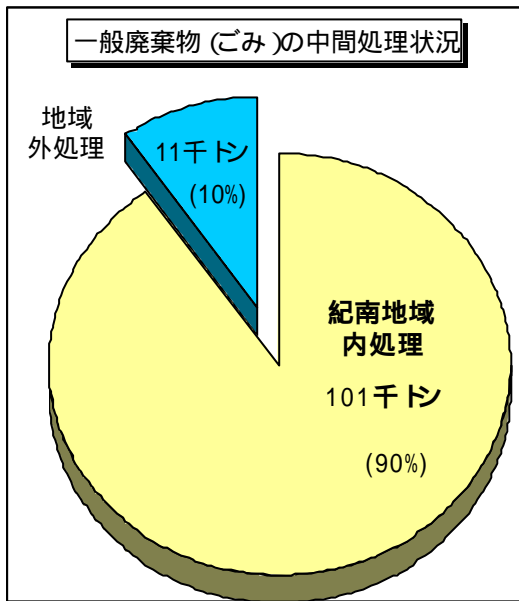


【民間処理施設の受入状況(紀南地域)】

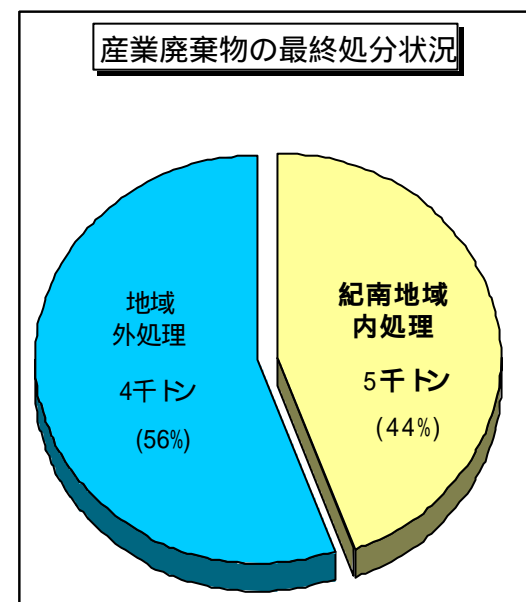
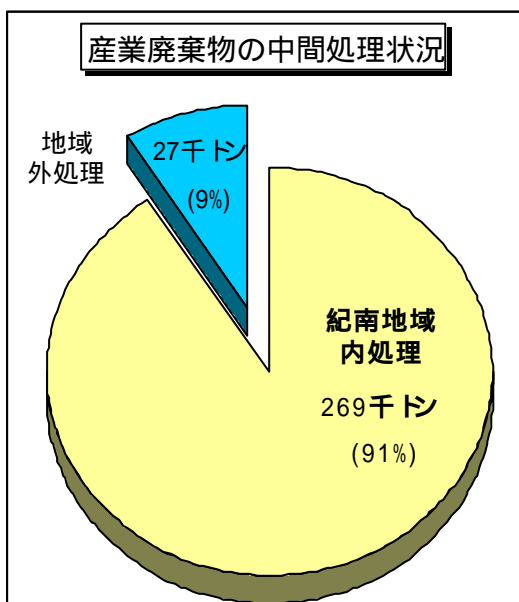


注) 回答数は、廃棄物別の回答数である。

【一般廃棄物の地域外処理の状況】



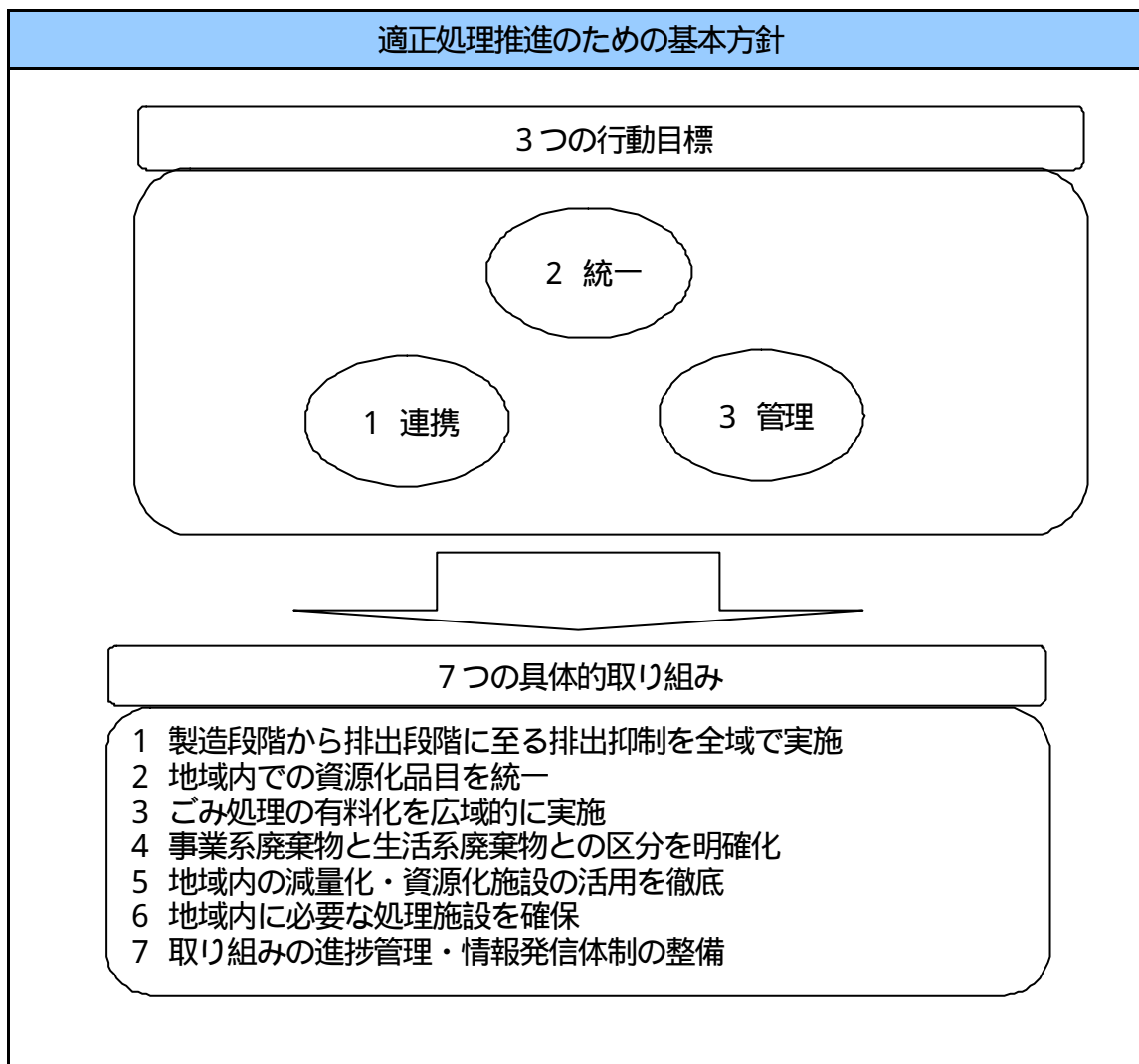
【産業廃棄物の地域外処理の状況】



## 2. 適正処理推進のための基本方針

紀南地域の住民、事業者、市町村及び県が連携して共通認識のもと一体的に取り組むこととし、その推進に必要な方策を定める。

方策には行動目標に基づき、具体的な取り組みを定める。



## 3つの行動目標

- 1 連携** - 住民、事業者及び行政が連携して取り組む。
- 2 統一** - 地域内での取り組み内容や目標を統一して取り組む。
- 3 管理** - 住民、事業者及び行政が、統一した目標に向かって取り組む際に、その進捗を的確に管理する。

## 7つの具体的取り組み

- 1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施**  
住民、事業者、行政は、排出抑制の手法や方法を連携して検討し、徹底した廃棄物の排出抑制を行う。
- 2 地域内での資源化品目を統一**  
資源化する品目の統一化を進め、地域内での資源化の拡大を図る。
- 3 ごみ処理の有料化を広域的に実施**  
ごみ処理の有料化を広域的に導入し、排出抑制を進める。
- 4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化**  
事業系廃棄物については分別を徹底し、排出者自身が適正な処理費用を負担する等、処理責任を果たすように努める。
- 5 地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底**  
生活系廃棄物及び事業系廃棄物とも、地域の産業や資源化施設を活用して、廃棄物の減量化・資源化の拡大を行う。なお、地域外で資源化又は無害化処理が行われているものについては、その適正処理の状況・安定性を配慮しつつ、現行の処理を継続する。
- 6 地域内に必要な処理施設を確保**  
減量化・資源化を行う際に発生する処理残渣の処理を地域内で行うため、最終処分場を確保する。
- 7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備**  
上記取り組みを進めるため、進捗管理・情報発信機能を有する体制を地域内に整備する。

### 3. 具体的取り組み

#### その1 製造段階から排出段階に至る排出抑制を全域で実施

##### 1 住民が行う排出抑制、資源化の推進行動

家庭内での排出抑制は、個人の判断で行われることから、これまでの計画では“掛け声”だけで実践が伴わないことが多く見受けられた。

これらの反省点を踏まえ、消費者である住民と、製品の製造者、流通者、販売者である事業者そして市町村が一体となってシステム作りを行う。具体的に当地域では、3つの行動を目標に掲げて、住民、事業者、行政が一体となって、排出抑制の取り組みを行う。

###### [ 住民が実践する排出抑制の行動 ]

ごみとなるようなものを買わない、受け取らない  
出たごみはなるべく自分でリユース・リサイクル  
自らリサイクル出来ないものは、みんなで集めてリサイクル

##### (1) 家庭内での“ごみ”の排出抑制の取り組み(生活系ごみ)

###### ア 実践マニュアル作成

市町村は、これまで個人や地域のアイデアで実践されてきた家庭内での排出抑制方法の“実践マニュアル”を、パンフレット等にまとめ地域内に普及させる。

住民は、各種の工夫を通じて、ごみを減らすとともに、環境家計簿の活用等によって無駄をチェックする。

###### [ 家庭内での排出抑制のアイデア ]

生ごみを減らす料理の工夫	分別ごみ箱
環境家計簿を使って無駄をチェック	家庭用生ごみ処理機で肥料化
修理して長く使用	買い物袋を持参
上手にレンタル製品を活用	

###### [ 家庭からでるごみ ]

一般家庭から出るごみ(粗大ごみを除く)を重量で見ると、その約3~4割は生ごみと言われている。生ごみは、水分を多く含み、未開封の食品もあることから、食べ残さない食事の工夫や、水切りを十分に行うなど、一人一人の行動がごみを減らす有効な手段と考えられる。

## (2) 家庭外での“ごみ”の排出抑制の取り組み(生活系ごみ)

### イ 地域の活動強化

市町村は、町内会や学校での集団回収、バザー、フリーマーケットでのリサイクル活動を活発にするために、活動の実態や課題を実施団体等から聞き取り、支援策を検討する。

また、各家庭で生ごみを堆肥化した肥料は、家庭菜園だけでなく、地域の農業や林業に活用できるように地域で連携したシステムを考えていくことも必要である。

#### [ 家庭外を活用した排出抑制のアイデア ]

町内会や学校での集団回収や廃品回収を積極的に活用  
バザーやフリーマーケットに参加して、積極的にリユース(再利用)  
ビールびんや一升びんその他販売店で回収しているものは、販売店に  
バラ売り・量り売り商品を積極的に購入

### ウ “ごみ”が少ない商品の購入

使い捨て容器や過剰包装などは、拡大生産者責任の原則のもと、その生産者や販売者が解決に取り組むべきであるが、制度面での対応が遅れており、国等に制度化を働きかけていく。

当地域では、まず身近なところから取り組むこととし、過剰包装などについては、消費者自らが“NO”と言える環境を作り、その取り組みを拡大していく。

具体的には、消費者(住民)と販売店(事業者)及び行政が連携し、消費者自らが、不要なサービスの不必要性や商品の改善を提案するなど、消費者と販売店等が一体となって、ごみの出ない地域社会を作り上げる。

#### [ “ごみ”が少ない商品の購入のアイデア ]

ごみになりやすい製品、ごみになった時に処理が困難な製品を作らない、売らない、買わない  
レジ袋の有料化                      量り売り  
デポジット制度

#### コラム [ 考え方は地球規模で、実践は一人ひとりの足元から ]

青果物などのパック包装の物と量り売りの物とでは、どちらがおいしいのでしょうか。

あなたは、製品と一緒に“ごみ”を買っていませんか。

何気なく、購入している製品ですが、その製品が廃棄物となった時のことを考える生活習慣の輪を紀南から広げていきましょう。

## **2** 事業者が行う排出抑制、資源化の推進行動

紀南地域では、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を一体的に事業系廃棄物と捉え、事業者自らが排出抑制に基づく行動を行うことが必要である。具体的な3つの行動目標を掲げて排出抑制に取り組む。

### [ 事業者が実践する排出抑制の行動 ]

ごみとなりやすい製品、処理が困難な製品を作らない  
発生するごみはなるべく自分でリユース・リサイクル  
自らリサイクル出来ないものは、適正なりサイクル業者でリサイクル

### ( 1 ) 事業者における廃棄物の排出抑制の取り組み

#### ア 廃棄物の自己管理の徹底

事業者は、廃棄物の発生実態を定期的に把握し、製造工程や流通過程から生じる廃棄物の発生を徹底的に抑制する。

#### イ 排出抑制、資源化の評価システム

事業者は、環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）を積極的に導入する。

なお、環境マネジメントシステムの導入が困難な中小の製造業や小売業・飲食店、サービス業者等に対しては、関係機関と連携して地域独自の評価手法を検討する。

#### ウ 従業員に対する環境教育

事業者は、従業員に対して廃棄物の排出抑制や環境保全に関する法制度等について普及啓発を行う。

#### エ 環境に配慮した製品設計、販売

製品等の製造からリサイクル・廃棄までの一連の環境負荷を総合的に評価（LCA：ライフサイクルアセスメント）する等、製品の素材や形状の工夫、梱包の簡素化など、便益性志向から環境配慮志向への転換を図る。

### 3 行政機関が行う排出抑制・資源化の推進行動

県や市町村等の行政機関は、廃棄物の排出抑制、資源化の推進を模範的に実践する。

#### [ 行政が実践する排出抑制の行動 ]

住民・事業者が排出抑制・資源化に取り組めるシステム作り  
自らが模範となる排出抑制の行動  
環境教育の啓発  
減量化・資源化の技術情報の提供

#### ア 行政機関のから模範を

地域のすべての行政機関がISO14000 シリーズの取得を目指す。

#### イ 公共系廃棄物の管理

本地域では、公共工事から発生する建設廃棄物などが多く、また、多くの資材（資源）を消費していることから、再生資材を積極的に活用する。

#### ウ 環境教育の模範

職員に対して、積極的に環境教育を行う。

#### エ 処理技術等の情報提供

処理困難物や適正処理の処理技術に関する全国の取り組み状況や処理方法等について、情報交換の場を設けたり、学習できる機会を創出し、廃棄物処理に関する情報の提供を行う。

## その2 地域内での資源化品目を統一

各市町村の資源化を推進するための取り組み状況や分別収集方法等市町村により資源化する品目及び方法がまちまちであり、市町村間の格差が大きい。そのため、資源化する品目を設定し、市町村間の連携やリサイクル業者との連携を図りながら、地域全体で資源化の拡大に取り組むこととする。

### 1 資源化する品目の基準

住民、市町村、資源物を取り扱う業者が連携し、統一的な基準を考慮して地域の実情にあった効率的な資源化を実施する。

#### ア 既存のリサイクルシステムの活用拡大を踏まえた統一基準

資源化を実施して行くには、確実かつ安定的に資源化されるルートを確認できることが、必須の条件である。容器包装リサイクル法等を活用するとともに、地域内のリサイクルシステムを活用して目安となる基準化を行う。

資源化について統一基準を設定し、その分類品目については計画的かつ段階的に資源化を行う。

資源化を行う方法については、地域により地理的な状況等が異なることから、収集による資源化か機械選別による資源化、さらには集団回収による資源化なのかは、個別市町村の判断に委ねるものとする。

統一する資源化以外の品目については、それぞれの市町村の判断に委ねるものとする。また、蛍光灯や乾電池（いわゆる有害ごみ）については分別回収に努めることとし、既存の処理システムを活用し適正に処理するものとする。

地域内リサイクルシステムを考慮した資源化の統一基準を以下に提示する。

#### [ 資源化する品目の統一基準 ]

種 別	資源化に取り組む品目			
紙類	新聞紙	雑 誌	段ボール	紙パック
プラスチック類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラ	
ガラス類	無色びん	茶色びん	その他色びん	生きびん
金属類	スチール缶	アルミ缶	その他金属類	
粗大ごみ	金属製			

検討中

各市町村において、上記の品目のうち、資源化することにより既存の処理施設に影響を及ぼす可能性がある品目については、段階的に実施することとする。

## 2 経済的かつ効果的なシステム作り（各種の連携方策）

---

### （１）市町村間の連携

回収量の少ない市町村は周辺市町村と連携して、リサイクル業者への安定供給システムを構築する。

なお、収集・運搬システムの検討に当たっては、リサイクル業界と連携し、民間活力の導入等も考慮する。

### （２）県との連携方策

市町村の境界を超えた広域的なごみ分別品目の統一化は、全国的にも類を見ない取り組みである。地域全体の足並みを揃えるために、県は各市町村との調整役を行う。

### （３）リサイクル業界との連携方策

リサイクル業界は、地域の要請を踏まえ、自らの選別能力を強化し、リサイクルの拡大を行う。

### （４）住民又は事業者の連携

分別や選別を実践している住民又は事業者相互が連携して、意見交換会などを開催し、システムの改善や対策を積極的に提案する。

#### リサイクル業者から提言の例（新聞紙や紙）

##### 梱包の工夫

ビニール製の紐で縛っていると、その紐をリサイクル業者で取り除く必要があり、紙製の紐で縛って欲しい。新聞販売店が家庭に配布するビニール製の袋も同じである。なお、紙製の袋であっても、紙以外の異物混入を確認する必要があり、リサイクル業者では袋から取り出して、中身をチェックしている。

##### ダイレクトメール

ダイレクトメールの封筒にビニール製が多く用いられている。多くのものは、開封されることなく紙として、リサイクル業者へ搬入されているが、再生紙の品質低下の原因となっている。

## その3 ごみ処理の有料化を広域的に実施

ごみ処理の有料化は、不法投棄の増加等が懸念されるが、ごみの排出抑制効果、リサイクル意識の醸成等、啓発効果が期待される。

当地域では、ごみ処理費用の有料化については、基本的に地域内すべての市町村が実施することとし、その手法等については、基本的な考え方を統一するまでに留め、運用については個別市町村の判断に委ねる。

### 1 効果的な有料化システムの構築

#### (1) 有料化の方式

有料化の方法には大きく3つの方式があり、住民の意見等を踏まえながら、方式の検討を行う必要がある。

有料化の導入にあたっては、機械的に統一した方法を決定するのではなく、個別市町村ごとに、地域の実情にマッチした方式を選択するものとする。

有料化の方法	内 容
単純従量制	・重量または容量に応じて、料金が生じる方法（指定袋等） ・多くの市町村で導入されている
基準超過従量制	・ある一定量（袋の枚数等）を超えた場合に料金が生じる方法
定額制	・月極や特定の廃棄物に対して料金が生じる方法（粗大ごみ等）

#### (2) 料金の設定

ごみ処理に伴う料金の地域間格差は、料金の安い地域や無料の地域に流動する可能性が考えられるため、排出者負担の公平性を確保するために、市町村間の料金格差をなくすことがことが望ましい。

したがって、有料化の料金については、基本的に各市町村の判断に委ねる事とするが、地域内市町村間での調整を密に行い、なるべく格差をなくすように努める。

### 2 有料化の円滑な実施

#### (1) 有料化による排出抑制効果の公表

市町村が有料化を実施する際には、その効果を適宜公表するとともに、ごみ処理の有料化に伴い得られる財源（収入）を活用し、排出抑制を行った住民・団体や地域に対しての表彰制度の創設や福祉施設の整備に活用する等、地域に還元することを基本とする。

## その4 事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化

事業系廃棄物は、本来排出事業者が責任を持って処理すべきものであるが、中小事業者の多い紀南地域では、市町村が一般廃棄物の処理に際して、生活系廃棄物として処理している事例がある。

当地域では、事業系廃棄物の発生抑制、資源化を推進するため、事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化することとする。

なお、地域の産業への影響を考慮して、事業系廃棄物を受け入れる場合には、排出事業者責任を明確にするため生活系とは別に適正な処理料金を設定する。

分別：事業者のモラルに任せている現時点の実情と課題

## その5 地域内の減量化・資源化施設の活用を徹底

地域内では、金属類、廃プラスチック、紙類、木類、がれき類、ガラス類等のリサイクルが行われているが、現時点では、処理能力を考えると十分には活用されていない。

これらの既存のリサイクルシステムを最大限活用し、リサイクル量を拡大する。

また、県外の資源化・減量化処理施設を活用して処理されている事業系廃棄物は、その環境負荷や経済的合理性を考慮し、継続して活用することとする。

### **1** 生活系廃棄物における既存システムの活用推進

プラスチックと金属が複合した日用品についても、機械による破砕・分離・選別と目視により、地域内で有価なプラスチックと金属への資源化が行われている。

これらのシステムを考慮して、商品や製品単位の資源分別品目の基準化を行う。

### **2** 事業系廃棄物における既存システムの活用推進

#### (1) 地域内の減量化・資源化施設の活用推進

##### ア 減量化・リサイクル情報の発信

処理業界、市町村及び県は、リサイクルに関する情報を積極的に公表し、事業系廃棄物のリサイクルを促進する。

##### イ 資源化が難しい廃棄物対策

排出頻度が少ない、発生量が少ない等の理由で、リサイクルが困難な廃棄物に対しては、排出事業者、産業界、処理業者と行政が連携して収集体制構築等に取り組む。

##### ウ 減量化・資源化推進に対する支援

県及び市町村は、地域内の事業者による減量化・資源化に寄与する取組を、環境ビジネス（産業育成、雇用創出）育成の機会と捉え、必要に応じ支援施策の検討を行う。

#### (2) 地域外の処理技術の活用継続対策

##### ア 地域外でのリサイクル関係情報の提供

リサイクルへのニーズの高まりから、地域外においても処分型の間接処理からリサイクル型の間接処理へ移行する傾向がある。地域外で資源化・減量化されているものについても、行政が関係機関と連携して情報提供を行い、一層資源化を進める。

##### イ 委託先業者の処理技術の確認

地域内で発生し、県外で処理が行われている事業系廃棄物は種類に応じて処理ルートが形成されている。排出事業者は、処理先の処理技術の確認に努めるとともに、産業界も地域産業育成の一環として、その処理の確認や査察に努め、事業系廃棄物の適正処理のための委託先を確保する。

## その6 地域内に必要な処理施設を確保

既存施設で処理が困難な廃棄物については、地域内で処理施設を確保する必要がある。

当地域内では、処理責任を有するものが単独で、あるいは連携して、最終処分量を極力減らすための処理施設の確保を目指すこととする。

また、最終処分場については、基本的に減量化・資源化を行う際に発生する処理残渣のみの処分を目的とし、事業者、市町村、県が連携して整備に取り組む。

### 1 資源化・減量化施設の確保

一般廃棄物処理施設の確保については市町村が、産業廃棄物処理施設については事業者、業界団体が実施するものとする。

#### (1) 一般廃棄物処理施設の確保

一般廃棄物については、地域内での処理を完結させることを基本とし、そのために必要な焼却施設や減量化・資源化施設を市町村が地域内に確保する。

なお、施設によっては市町村単位で確保するものと、市町村間で連携する方がメリットがあるものがあるので、より効率的な処理システムの構築を目指すこととする。

##### ア 焼却施設（熔融施設）

今後新たに整備を行う際には、基本的に市町村間で連携した、広域的な処理施設とする。なお、サーマルリサイクルを優先し、最終処分量を最少化できるシステムを導入する。

##### イ 資源化施設

なるべく市町村間で連携して整備を進めることが望ましいが、生ごみ堆肥化施設等、広域的な処理が困難と考えられる廃棄物については、個別市町村での対応を検討する。

なお、資源化施設の整備に当たっては、既存の民間資源化事業者との連携も考慮することとする。

#### (2) 産業廃棄物処理施設の確保

事業系廃棄物のうち、地域外で資源化又は無害化処理が行われているものについては、現行の処理を継続するが、将来的に、地域内処理が望まれるものについては、排出事業者、産業界、行政が連携して検討する。

##### ア 地域特有のもの

本地域の特徴的な廃棄物である梅加工残渣については、地域内での資源化・減量化を推進するため、業界が主体となって減量化・資源化施設の確保を検討する。

##### イ 既存のリサイクル技術を転用できるもの

有機性汚泥、無機性汚泥等は、一定の中間処理（中和・脱水処理、焼却処理等）

後、建設資材等へのリサイクルが可能となるものもあるため、排出事業者・産業界、処理業界が連携して、必要な処理施設を整備する。

## **2** 資源化・減量化処理残渣の併せ処理施設（最終処分場）の確保

資源化・減量化を徹底した場合に、増加が予想される処理残渣（リサイクル不適物）については、地域内で適正な処分先を確保する必要がある。

これは、生活系、事業系廃棄物に共通する問題であることから、当地域ではこれらを併せて処理できる最終処分場を、事業者（産業界）、市町村、県が連携して確保する。

### [ 併せ処理施設の考え方 ]

地域内に確保する最終処分場は、減量化・資源化処理残渣のみを対象とする。運営に際しては、既存の資源化システムを阻害しないような料金設定を行う。設置、運営に際しては、事業者（産業界）、市町村、県が連携し、一体となって取り組む。

### [ 生ごみの処理について ]

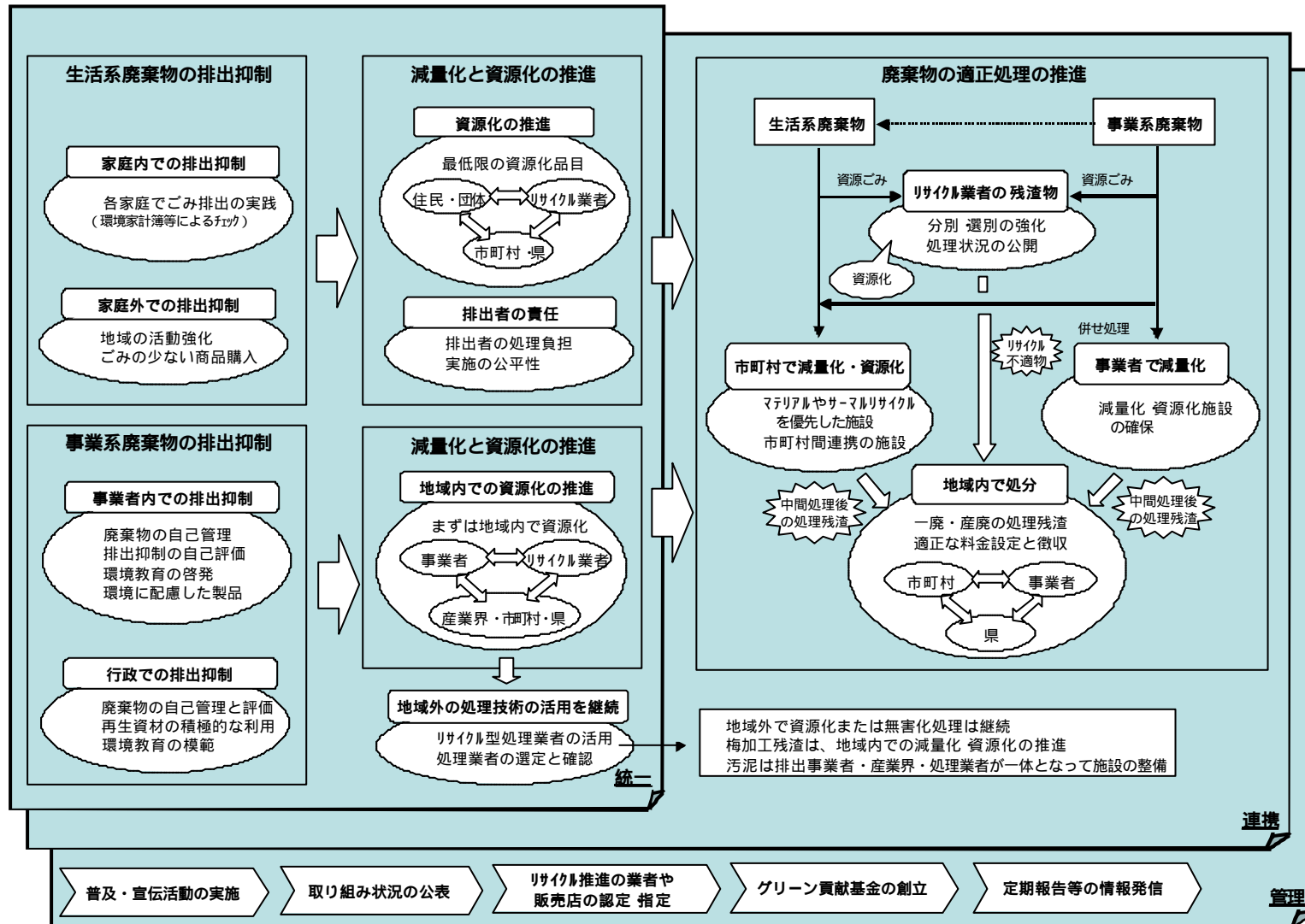
現在、紀南地域の市町村において、一般家庭から出る生ごみは焼却されている。生ごみは肥料やメタン回収による電力としても資源化でき、経済性だけでなく、資源物の市場性や総合的な環境負荷（LCA等）を勘案して考え、生ごみについても、各家庭での個別処理、市町村単位での収集処理、市町村が連携して処理する等、技術面、経済面、住民の負担という面を考慮し、検討する必要がある。

生ごみの肥料化については、有効な手段の一つであるが、地域全体で考えると現状では、各市町村の都市構造等の違いから、統一的に取り組むことは困難である。廃棄物の適正処理対策という視点よりも、農業振興や林業振興といったまちづくりや農山村活性化、生活者のライフスタイルの見直しという一体的な取り組みが必要となってくる。

このため、地域内で積極的な取り組みを行う市町村を側面から支援していくこととし、生ごみだけでなく地域内の有機性廃棄物の資源化について、リサイクル関連業者や研究機関とも連携を図りながら、今後とも検討していく必要がある。

#### 4 紀南地域における廃棄物処理のイメージ

将来的に以下に示すような生活系、事業系廃棄物の処理が一体となった体制の構築を目指すものとする。



## その7 取り組みの進捗管理・情報発信体制の整備

### 1 進捗管理・情報発信体制の構築

取り組みについては、市町村単位、地域全体で実施すべきものがあることから、進捗管理についても市町村単位、地域全体に区分して行う必要がある。

#### (1) 市町村ごみ減量推進協議会の設置

各市町村ごとに、ごみの分別収集方法やごみ減量目標等を検討するごみ減量推進協議会を設置し、地域レベルで取り組みの進捗管理を行う。

#### (2) 地域の取り組みを統括する機関の設置

紀南地域全体の進捗管理を行う組織を設置する。なお、この役割を、事業者（産業界）、市町村、県が連携して設置する処理施設の事業主体に持たせることも考えられる。

### 2 進捗管理・情報発信の具体的内容

次に示す各メニューについては、市町村レベルで行うもの、地域全体で行うもの、県全体で行うものがあるので、必要に応じて各主体が実施するものとする。

#### (1) 普及・宣伝活動実施

各種パンフレットやチラシの配布などを含めて、地域の取り組みが重要であることから、町内会や産業界を通して、普及・宣伝活動を行う。また、各種の情報伝達には、特に地域内の報道関係機関にも積極的な協力を要請する。

#### (2) 取り組みの進捗状況の公表

リサイクル量・リサイクル原単位等を、定期的に市町村単位等で公表し、取り組みの状況を住民・排出事業者が自ら評価（ベンチマーク）できるシステムを構築する。

#### (3) リサイクル業者及びリサイクル店の指定制度

リサイクルの最終的な担い手は、リサイクル業者である。そのため、紀南地域の方針に基づく一定の基準を設けて、「再生業者の指定制度」を行い、確実かつ効果的にリサイクルが行えるシステムを構築する。

生活系廃棄物については、リサイクルの中継（店頭回収）を行うスーパーや商店が存在するが、統一した「リサイクル取次ぎ指定制度」を設けて、消費者にリサイクルに積極的な販売店での購買促進を促すシステムを構築する。

#### (4) グリーン貢献基金の創設

適正処理推進を目指して、実践的な活動を行っている住民や地域、事業者等その功

績を顕彰するために、ごみ有料化徴収料金などから基金を造成し、地域内の自発的な活動を促進する。

( 5 ) 行動を継続するために

紀南地域の一体性を保ち、この先駆的な取り組みを継続させるために、統一行動の日を創設し、地域の活動等の報告・発表の場を設ける。